

○地域街づくり協議会認定に関する条件等

参考資料 1

○多摩市街づくり条例（抜粋）

（地域街づくり計画）

第 10 条 地域街づくり計画とは、地域内に居住する者、地域内の土地又は家屋の所有者、借地人又は借家人及び地域内で事業を営む者（以下「地域住民」という。）が、当該地域に係る土地利用等に関する計画及び基準を定めたものをいう。

（地域街づくり協議会）

第 11 条 地域住民は、地域街づくり計画の申出及び自らの創意工夫によって自らの地域の街づくりを推進することを目的として、地域街づくり協議会（以下「地域協議会」という。）を設立することができる。この場合において、設立しようとする地域協議会が次の要件に適合することについて、規則で定めるところにより市長の認定を受けなければならない。

- （1） 原則として 5,000 平方メートル以上の連続した一体の区域を対象地域として定めていること。
- （2） 地域住民の自由な参加を保障していること。
- （3） 地域協議会の設立について、地域住民の同意が規則で定める相当数に達していること。
- （4） 市の施策等に即していること。
- （5） その他規則で定める事項

2 市長は、地域協議会を認定しようとするときは、審査会の意見を聴かななければならない。

○多摩市街づくり条例施行規則（抜粋）

（地域街づくり協議会の認定申請）

第 7 条 条例第 11 条第 1 項の規定により地域街づくり協議会（以下「地域協議会」という。）の認定を受けようとする地域住民は、地域街づくり協議会認定申請書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- （1） おおむねの区域を示す図面
- （2） 活動計画書
- （3） 区域の市民への通知記録
- （4） 同意者署名簿
- （5） 構成員名簿及び役員名簿
- （6） 会則

（地域協議会の認定要件）

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 3 号の規則で定める相当数は、同意者が区域の一部に偏ることなく、区域全体のおおむね 10 分の 1 以上とする。

2 条例第 11 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 代表者、会計等役員の定めがあること。
- （2） 営利を目的としていないこと。
- （3） 会則の定めがあること。

3 市長は、地域協議会の認定に当たっては、多摩市街づくり審査会（以下「審査会」という。）の意見を尊重し、同意者数及び地域協議会の内容等により総合的に判断するものとする。

○認定申請チェックリスト

多摩市街づくり条例第 11 条

要件	チェック	備考（判断根拠など）
(1)原則として 5,000 平方メートル以上	○	約 46,000 m ²
(2)地域住民の自由な参加を保障	○	協議会会則第 4 条にて確認
(3)地域住民の同意が規則で定める相当数 (規則第 8 条第 1 項： 同意者が区域の一部に偏ることなく、区域全体のおおむね 10 分の 1 以上)	○	住民 462 名（9 月 1 日時点、市民課データ確認） 96 名同意。その他、土地所有者及び事業者 6 名が同意。 規定の「10 分の 1 以上」を超えていることを確認。
(4)市の施策等に即している	○	協議会会則第 3 条の目的と都市計画マスタープラン P75、2. まちづくりの方針に相違がないことを確認
(5)その他規則で定める事項		

多摩市街づくり条例施行規則 第 7 条

要件（書類の添付）	チェック	備考
(1)おおむねの区域を示す図面	○	資料 2-1
(2)活動計画書	○	資料 2-2
(3)区域の市民への通知記録	○	資料 2-3（一覧） 資料 2-4（6 事前説明資料のみ抜粋）
(4)同意者署名簿	○	個人情報のため、事務局で要件確認済
(5)構成員名簿及び役員名簿	○	
(6)会則	○	資料 2-5

多摩市街づくり条例施行規則 第 8 条

要件	チェック	備考（判断根拠など）
(1)代表者、会計等役員の定めがある	○	協議会会則第 6 条にて確認
(2)営利を目的としていない	○	協議会会則第 3 条にて非営利を確認
(3)会則の定めがある	○	協議会会則があることを確認